



#### 座間市24時間健康電話相談 🖍

**2000** 0120(867)860 (通話料無料)

※つながらない場合は☎03(5524)8500へ、 聴覚障がい者は専用ファクス四03(3562)8435へ

(通話・通信料発信者負担)。

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

### 担当 健康づくり課 2046(252)7225 四046(255)3550

## BCG接種

とき=11月24日(金)午後1時15分~2時15分受け付け(時間厳守) ところ=市民健康センター対象=平成29年5月生まれ(対象者には個別通知)と対象月に受けられなかった1歳未満児

### 育児相談

ع	ところ	
11月17日(金)	午前 9 時30分~	市民健康センター
12月1日(金)	10時30分受け付け	北地区文化センター

内容 = 身体測定、食事・発育・育児相談 持ち物 = 母子健康手帳 参加方法 = 当日直接会場へ

# 健康支援プログラム

- ○と き 12月7日(木)午後3時~4時
- ○ところ ハーモニーホール座間(市民文化 会館) 2階 大会議室
- ○**内 容** 骨粗しょう症予防に役立つ知識と レシピの紹介、体操など
- ○定 員 20人程度
- ○参加費 無料
- ○**持ち物** 筆記用具
- ○申込方法 12月6日(水)までに電話また はファクスで担当へ

担当

健康づくり課

**2**046(252)7225 **2**046(255)3550

## 最近の消費生活相談事例

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用したトラブルや架空請求にご注意ください。

## 事例

- SNSの広告を見て簡単にもうかるという 情報商材を契約したが、説明通りにはもうか らなかった。
- SNSを通じて、知人から届いた電子メール内のウェブサイトにアクセスしたら有料アダルトサイトに繋がり、意図せず登録完了となってしまった。

#### アドバイス

SNS上の広告だけではなく、リンクされたウェブサイトが怪しいものでないか必ず検討しましょう。また、知人の書き込みと内容などを全てうのみにせず、怪しいウェブサイトにはアクセスしないようにしましょう。

担当

広聴人権課

**2**046(252)8495 **2**046(252)0220

## 座間市消費生活センター

**2**046(252)8490

トラブルなどでお困りの方は、市消費生活センターへご相談ください。

- ○相談時間 午前9時30分~正午、午後1時~3時30分(偶数月第2水曜日午前9時30分~正午と年末年始、祝・休日を除く)
- ○ところ 市役所 1 階広聴人権課
- ○相談方法 電話または直接同センターへ

## 健康相談

とき=12月1日(金)午前9時30分~10時30分受け付け ところ=北地区文化センター 内容=尿検査、身体・血圧・体脂肪測定と相談、禁煙相談(1カ月以内に禁煙を始めたい方。要予約) 持ち物=健康手帳 参加方法=当日直接会場へ

## ぴよぴよ・チェリー教室

とき=12月6日(水)午前10時~11時30分 とこ の相談 **オ 3**=市民健康センター **内容**=子育ての悩みなど 日発行)

を保健師や助産師と語り合う 対象=1歳ぐらいまでの2,500グラム未満で生まれた乳児および多胎児(双子含む)とその家族 持ち物=母子健康手帳、バスタオル、おむつ、ミルクなど 申込方法=電話で担当へ

## 個別健康相談

とき=随時 ところ=市民健康センター 内容= 栄養士や保健師への食事療法や健康全般について の相談 持ち物=健康手帳(持っていない方は当 日発行) 申込方法=電話で担当へ

## 救急診療

## 担当 医療課 ☎046(252)7295 四046(252)7043

#### ◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療	診療科目 電話番号		診療場所	受付時間
内科	・外科	<b>☎</b> 046(252)9090	休日急患センター	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分
歯	科	<b>☎</b> 046(252)8217	(市民健康センター 1 階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時30分
耳鼻咽喉科· 婦人科·眼科		消防テレホンサービス <b>☎046(251)0119</b> でご確認ください。		午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)
リリ (外科系	見科 を除く)	<b>☎</b> 046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター 1 階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分

#### ◆夜 間

診療科目	電話番号診療場所		受付時間	
内 科	<b>☎</b> 046(252)9090	休日急患センター	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分	
P3 14		(市民健康センター 1 階)	土曜·日曜日、祝·休日:午後6時~9時45分	
外 科	消防テレホンサート	ごス☎046(251)0119でご確認ください。	午後6時~10時(診療時間)	
小児科	<b>☎</b> 046(255)9933	休日急患センター	月曜~金曜日 : 午後 7 時~ 9 時45分	
(外科系を除く)		(市民健康センター 1 階)	土曜·日曜日、祝·休日:午後6時~9時45分	

#### ◆深 夜

The second secon			
診療科目	診療場所	受付時間	
内科·外科	消防テレホンサービス☎046 (251) 0119 でご確認ください。	午後10時~翌日午前8時	
小児科 (外科系を除く)	小児救急情報センター <b>☎046 (255)9933</b> でご確認ください。	午後10時〜翌日午前7時 (重病の場合は午前8時)	

- ※聴覚障がいのある方の問い合わせ先 四119
- ※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。
- ※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。
- ※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

# 住所により指定された小・中学校の変更について

市では、住所に基づき、通学先の小・中学校を指定していますが、**下表**の要件に該当する事情がある場合、指定された学校の変更を認めることができます。詳しくは担当へお問い合わせください。

※変更を認められない場合があります。

○変更期間 ▲必要とする期間 ■卒業まで 回転居した年の学年終了まで

	要件	対象学年	必要事項	変更期間	
1	いじめ被害への対応が必要な場合	小・中学校全学年		Α	
2	通学の利便性の地理的な事情や、通学の安全確保などの事情がある場合	小・中学校全学年		Α	
3	指定された中学校に希望する部活動がないため、希望する部活動がある、住所地から最寄りの他の中学校に通学したい場合	中学校 1 年生	変更の理由と変更先学校長の同意	А	
4	市内転居したが、引き続き従前の学校に通学する場合	小学校6年生、中学校3年生	従前学校長の同意	В	
5	学期途中で市内転居したが、引き続き従前の学校に通学する場合	小学校1~5年生、 中学校1~2年生	従前学校長の同意	С	
6	新築や改築などで、一時的に学区外に引っ越し(仮住まいを含む) したが、従前の学校に通学する場合	小·中学校全学年	売買契約書または賃貸契約 書の写しの提出	Α	
7	学区外への引っ越しが確実で、引っ越し先の学区の学校へ通学する場合	小・中学校全学年	売買契約書または賃貸契約 書の写しの提出	Α	
8	心身や通院などの事情で、通学の配慮を必要とする場合	小・中学校全学年	診断書の写しまたは関係者 の願書(要資料添付)の提出	Α	
9	自宅に帰っても、児童を保護する者がいないときに、保護者の帰宅まで親戚などの家や勤務先・店舗などで児童を預かる場合	小学校全学年	預り先住所(所在地)、保護 者の就労などが確認できる 書面(要資料添付)の提出	А	
10	指定校で希望する国際教室が開級されていないため、希望する国際教室を開級している、児童・生徒の住所から最寄りの他の小・中学校に通学したい場合	小・中学校全学年	保護者の母語または日本語 訳での書類記入	А	
11	指定校変更許可区域に住んでいる場合	小·中学校全学年		В	
12	要件6~9で指定校を変更した児童・生徒の兄弟姉妹である場合	小·中学校全学年		Α	